○外務省令第四号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十六日

外務大臣　林　芳正

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

［略］

	種別 ＼ 国又は地別 単位
1	遺産の保護管理
2	遺言の公証
［削る］	
3	一般入国査証
4	数次入国査証
5	通過査証
6	再入国の許可の有効期間の延長
7	難民旅行証明書の有効期間の延長
［削る］	
8	国籍証明
9	在留証明
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明
11	職業証明
12	翻訳証明
13	署名又は印章の証明
	イ．官公署に係るもの
	ロ．その他のもの
14	遺骨証明
15	原産地証明
16	日本品の外国輸入証明
17	船内遺留品目録証明
18	航行報告証明
19	第8号から前号までに掲げるもの以外の証明

改正前

別表第一

［同上］

	種別 ＼ 国又は地別 単位
1	遺産の保護管理
2	遺言の公証
3から12まで	削除
13	一般入国査証
14	数次入国査証
15	通過査証
16	再入国の許可の有効期間の延長
17	難民旅行証明書の有効期間の延長
18	削除
19	国籍証明
20	在留証明
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明
22	職業証明
23	翻訳証明
24	署名又は印章の証明
	イ．官公署に係るもの
	ロ．その他のもの
25	遺骨証明
26	原産地証明
27	日本品の外国輸入証明
28	船内遺留品目録証明
29	航行報告証明
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。